

様式第1-1号		令和 年 月 日	
西臼杵支庁または土木事務所 殿			
河川草刈り報奨金支給申請書			
申請団体名称、代表者氏名・住所及び連絡先			
フリカナ			
団体名称			
代表者氏名	印		
代表者住所			
電話番号	(自宅)	(携帯)	
作業内容			
作業を行う場所	地区名	( )市・町・村	( )地区
	河川	( )川	
	区域図番号	( )番	
	草刈り面積	1回あたり	草刈り回数 合計
		( )㎡ × ( )回 = ( )㎡	
作業予定期間等	期間	令和 年 月 日から	
		令和 年 月 日まで	
	予定時期	1回目: ( )月 ( )旬頃	
		2回目: ( )月 ( )旬頃	
※原則、3回目以降及び1月～3月の草刈りは報奨金支給の対象外			
作業参加予定人数	( )人 ※草刈り回数が2回以上ある場合は延べ人数		
使用予定機械	背負い式・肩掛け式・手押式・その他 ( )		
刈り草の処分方法	ア 集積後、河川管理者へ引渡し イ 団体所有地等での堆肥化 ウ その他 ( )		
添付資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>団体の内容がわかる書類(規約等)の写し</li> <li>作業参加者予定名簿(別紙様式2-1号)</li> </ul> ※名簿については、草刈り回数が2回以上ある場合には、各回の作業参加予定者名簿の提出をお願いします。 ※名簿には作業に従事する全ての方を記載してください。 名簿に記載がない方は保険が適用できない場合があります。		
◎文書の送付先や連絡先が代表者と異なる場合は、記入してください。			
氏名			
住所			
電話番号	(自宅)	(携帯)	

①申請者により記入をお願いします。  
 ※現行の記入内容から変更はありません

**1枚目 表面**

様式第3-1号		令和 年 月 日	
団体名称	様		
代表者氏名	西臼杵支庁 土木事務所長		
	宮崎県		
河川草刈り報奨金支給決定通知書			
令和 年 月 日に申請のありました河川草刈り作業申請書については、申請内容のとおり認定しましたので、通知します。報奨金額は下記のとおりです。			
また、河川草刈りの実施方法及び報奨金支給の手続きについては、別記「河川草刈りについて」によるものとします。			
記			
報奨金額	円 ( 回分)		

②申請に対する支給決定通知書となりますので、事務所職員が記入します。記入の必要はありません。

決裁						
所長	総括次長	技術次長	総務課長	用地課長	管理担当リーダー	担当者
			<b>1枚目 裏面</b>			
<p>(伺い) 河川パートナーシップ事業における草刈り作業について、裏面のとおり作業申請書の提出があり、内容確認の結果、適当であると認められるので認定してよろしいか。</p> <p>また、決裁の上は、裏面の通知書（            -            -            ）のとおり通知してよろしいか。</p>						

③申請いただいた内容を事務所内にて確認させていただく欄になりますので、記入の必要はありません。

### 河川草刈りについて

#### 1 草刈り作業日の連絡

- ・ 草刈りの作業の日程が決まりましたら、土木事務所（西臼杵支庁）まで連絡してください。
- ・ 日程が変更になった場合も連絡してください。

#### 2 草刈り作業時の安全管理

- ・ 草刈り作業時には、事故等がないように十分な安全管理をお願いします。
- ・ 万一、事故等が発生した場合は直ちに土木事務所（西臼杵支庁）に連絡してください。

#### 3 刈草の処分

- ・ 刈草は、原則として申請書に記載されている方法により処分をお願いします。
- ・ 土木事務所による回収の場合は、適度な範囲で刈草を集めておいてください。
- ・ 処分方法が変更になる場合は、事前に土木事務所（西臼杵支庁）に連絡してください。

#### 4 草刈り作業の完了

- ・ 草刈り作業が完了しましたら、**2枚目**「草刈り作業完了報告書」を土木事務所（西臼杵支庁）に提出してください。
- ・ 河川草刈り作業完了報告書に起終点における作業前・作業中・作業後の写真各1枚、河川管理施設の異常がある場合は、確認できる写真を添付してください。
- ・ 河川草刈り作業において、堤防等の河川管理施設で異常を発見された場合は、土木事務所（西臼杵支庁）に連絡してください。
- ・ なお、草刈り回数が2回以上ある場合は、各回の作業の完了毎に報告書及び写真を提出してください。
- ・ 土木事務所（西臼杵支庁）で作業の完了を確認したうえで、「河川草刈り作業完了認定書」を発行いたします。

#### 5 報奨金の請求

- ・ 河川草刈り作業完了認定書を受理したのち、様式第6-1号「請求書」を土木事務所（西臼杵支庁）に提出してください。（様式は完了認定書と一緒に渡します。）

#### 6 報奨金の支給

- ・ 土木事務所（西臼杵支庁）で請求書を受理してから30日以内に報奨金の支払いを行います。

#### 7 連絡先

土木事務所	担当
TEL	— —
FAX	— —